

6 田 監 第 72 号
令和 7 年 3 月 31 日

田村市長 白石 高司 様
田村市議会議長 大橋 幹一 様

田村市監査委員 郡 司 健 一

同 大和田 博

令和 6 年度田村市財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度において補助金を受けた財政援助団体の監査を田村市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

令和6年度田村市財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助を行っている団体や事業が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

第3 監査の対象

令和5年度に、交付した補助金の中から抽出した次の補助金に係る事務

補助団体名	田村市交通安全母の会連絡協議会	田村市体育協会
所管部課名	市民部生活安全課	教育部生涯学習課
補助金額	210,000円	3,000,000円

第4 監査の実施日及び場所

実施日 令和7年1月27日(月)

場所 田村市役所 第1委員会室

第5 監査の実施内容

- 1 所管課等から事前に監査資料、関係書類等の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に調査結果を報告した。
- 2 監査当日は、所管課から説明を受けるとともに、監査委員から質問を行った。
- 3 監査の結果、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭で指導し、最後に講評を行った。

第6 監査の着眼点

- 1 補助金の決定は、法令(市条例・規則)等に適合しているか
- 2 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- 3 補助金の対象経費は明確か
- 4 会計処理は適正に行われているか
- 5 補助金の効果、条例履行の確認は適切に行われているか
- 6 補助団体への指導監督は適切に行われているか

第7 監査の結果

補助金は市民の方から納入していただいた貴重な財源であり、公益性のある効果的な事業で、本事業が広く市民の方の利益や還元できるような団体、事業に対して行うものであることから、補助金等の額の確定に当たっては、証拠書類の提出を求め、厳正な確認及び審査が必要である。

また、市民を取り巻く社会情勢、環境等によってその必要性が変化すると考えられ、その支出効果が一層高まるように見直しなどを行うことが重要であり、長期に渡る補助による既得権益化などの様々な弊害を防ぐ観点からも改善、見直しを行っていただきたい。

一部、軽微なものについては口頭で指導したので、必要な措置を講じられたい。

市民の方から納税された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、補助金が法令及び予算で定めるところに従って公平かつ効率的に使用されるよう努めなければならない。

特に、補助金交付申請を受付、要綱等を基に審査し交付決定を行うが、補助対象経費や予算書、決算書などの関係書類（証憑書類）の確認、精査が不十分であると思われる。今後は、補助対象経費の明確化、事業内容等を十分に精査し、定期的に事務検査を行うなどの見直し、検討が必要であるとする。

そのほか、各補助団体とも繰越金が補助金額を大幅に上回る額となり増加している。公金で補助を受ける団体が繰越しなければならないものであるか、また、会計年度の原則をもとに年度内完了を周知徹底していただきたい。

繰越金については、今回の監査結果を該当所管課だけの話ではなく、各課及び各団体等における共通の認識と捉えて、合併以来、補助金等に関する見直し、検討を行っていないため事務改善等に取り組まれることを要望する。

今回、抽出した団体については、交付団体が下部組織等に間接補助を行っている団体である。その下部組織等の実績、内容等の精査ができなければ交付団体の額の確定にならないため、補助金の使途や会計処理の適正性を踏まえ、所管課が間接補助団体に対して調査、指導を行っていただきたい。

ア 田村市交通安全母の会連絡協議会

(1) 概要

補助団体名	田村市交通安全母の会連絡協議会
目的	田村市内の交通安全母の会の各支部活動の連絡調整を図り、市内の交通安全の保持に寄与すること
組織構成	田村市交通安全母の会連絡協議会（事務局：生活安全課） ➡ 滝根・大越・常葉・船引の4支部（事務局：各行政局市民係） ※都路は休会

(2) 事業の執行状況等（残金 24,383 円）

収 入		支 出	
前年度繰越金	25,393 円	支部交付金	192,000 円
市補助金	210,000 円	事業費	8,250 円
その他収入	0 円	会議費	0 円
		事務費	10,760 円
収入合計	235,393 円	支出合計	211,010 円

収入の主なものは、市からの補助金（約90%）と繰越金で、そのうちの市補助金は4支部（滝根・大越・常葉・船引）への活動費となっている。

田村市交通安全母の会連絡協議会については、繰越金がなければ活動（運営）できない状態であるが、4つの支部への補助金の交付額（決定額）は調整（減額）等もなく、予算の範囲内（定額）で補助金交付を受けている。繰越金や事業実施、実績の考慮が必要であった。

交付団体の解散に伴い、所管課においては、事業最終年度の実績報告書の提出に併せて、交付団体の最終決算処理を審査し、残金の精算方法について、後に疑義が生じないように取扱いをしていただきたい。

【指摘事項及び指導・改善事項】

① 補助対象経費、補助率等について

補助金は、公益上の必要性に応じ交付するもので、その財源は市民の方から納入していただいた貴重な税金等である。

どのような事業に補助金を交付することで、どのような効果が期待できるのか、財政的援助の観点から効率的及び効果的に補助事業を支援するためには、補助対象経費や補助率等を明確にし、評価、検証等しておくべきである。補助の目的を達成するために必要な経費を積算し、補助するようにしなければならない。

しかし、田村市交通安全・防犯対策推進補助金交付要綱では、補助対象経費などが明確でなく、補助金の額については、市長が定める額となっており、予算の範囲内で定額補助を継続しているため、適正に執行されたか確認できないため、要綱に明確に定める必要がある。

② 算定根拠が不明瞭などについて

上記①が不明確なため、補助金の交付申請及び交付決定時の算定根拠も不明瞭である。証憑等で確認した上で補助金の交付、確定をすること。

③ 補助対象事業（経費）が明確でないことについて

補助金の額の確定（実績報告）では、補助対象となる事業及び補助対象経費が明確でなく、執行内容（経費）を確認する証憑書類が添付されていないため、正確な確認ができなかった。

補助金は、公益上の必要性に応じて交付するものであり、その財源は市民の方から納入していただいた貴重な財源で財政的援助であり、まず、補助団体の補助事業に係る収入等を経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、全体事業費に係る収支決算書の内容の確認も必要であるが、補助対象とする内容、経費が分かる資料の提出を求め、その執行内容を証憑等で確認した上で補助金の交付額を決定すべきである。

支出額が補助金決定額を上回っているだけでは適正とは判断できない。また、船引分会については、補助金額より合計支出額が下回っているにも関わらず、内容等を確認せず、そのまま補助金額を確定したことは、事務処理上、不適切と思われる。本来であれば、事業実施もないため補助金返還を求めるべきであった。

④ 補助金の交付決定前に実施（購入）した事業等の取扱いについて

補助金の交付対象となる事業は、交付決定後に着手したものであるが（事前着手を要綱等で認めている場合を除く）、補助金交付決定前に実施（購入）したのも対象としている。

補助金の交付決定を受ける前に実施（購入）したものについては、補助金交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を要綱で定め、補助対象となる事業（経費）の範囲を明確にすべきである。

⑤ 支部に間接補助した補助金（交付金）及び繰越金について

4つの支部（滝根・大越・常葉・船引）へ活動費として交付した補助金については、田村市交通安全母の会連絡協議会が市に提出する実績報告等（申請時からすべて）には、支部の活動費に係る事業の内容及び執行状況を記載し、精査、評価等の報告をする必要がある。しかし、支部の活動費として交付した補助金には、田村市交通安全母の会連絡協議会でも実績報告を受けておらず、その執行内容が補助対象経費として認められるかなどの判断ができなかった。特にコロナ禍で事業を実施できない時期も含め、定額補助を継続し補助金額をはるかに超えた繰越金が存在する。そういった中で、支部に交付した補助金の執行内容を確認しないと田村市交通安全母の会連絡協議会に交付した補助金の額が適切かどうかの評価、判断ができない。支部に交付した補助金に係る事業の内容及び執行状況の報告を求め、その内容を精査し、仮に補助対象経費として認められない支出、不用額や繰越金が多額の場合、補助金交付の調整（減額）が必要だったと思われる。

田村市交通安全母の会連絡協議会➡各支部へ（都路は休会）

団体名	R4 からの繰越金	R5 補助交付額	R6 へ繰越する額	備考
滝根	457,501 円	36,000 円	399,875 円	会費徴収無
大越	336,219 円	36,000 円	288,878 円	〃
常葉	335,043 円	39,000 円	334,743 円	〃
船引	209,219 円	81,000 円	256,120 円	負担金として 7 分会より 14,000 円
本会	25,393 円	18,000 円	24,383 円	本会については繰越金が無ければ各団体への振込手数料と事業実施ができない。
	1,363,375 円	210,000 円	1,303,999 円	

※船引分会については、補助金額 81,000 円に対し、支出額 48,101 円であり、補助金額を下回っていることから本来であれば、返還しなければならないと思われる。

⑥ 間接補助に係るルールがないことについて

市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、所管課において十分、指導、評価及び監査等を行わなければならない。

しかし、所管課において下部組織に交付した補助金の使途等について、確認等をしておらず、証憑書類等の提出も求めている。直接補助金を受けた団体同様に市が交付した補助金であることには変わりがないので、公正かつ効率的で、適正な使用を求め、監査する必要がある。

間接補助として下部組織に補助することを認めるのであれば、要綱に準じたルールが必要であり、それがなければ、公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に関するルール作りが必要と思われる。

田村市体育協会

(1) 監査対象団体の概要

補助団体名	田村市体育協会
目的	田村市内におけるスポーツ振興、市民の健康と体力の向上を図り、スポーツ精神を高揚し、加盟団体活動の促進と相互の連絡協調を図る
組織構成	田村市体育協会（事務局：生涯学習課） ↓ 滝根・大越・都路・常葉・船引の5支部（事務局：各公民館）及び18の体育協会加盟団体

(2) 事業の執行状況等（残金 399,746円）

収 入		支 出	
前年度繰越金	299,890円	会議費	5,310円
市補助金（運営費）	3,000,000円	事務費（事務用品等）	115,009円
市補助金（中野区交流）	300,000円	支部補助金等	2,472,900円 ※加盟団体等 2,436,800円 ※スポーツ大会参加チームへ 36,100円
県体協補助金	179,800円	事業費	1,576,174円 ※大会運営費 200,000円 ※大会運営費 60,000円 ※助成金 50,000円 ※中野区スポーツ交流 515,874円 ※スポーツ講演会 750,300円
基金	250,000円	負担金	83,300円 ※県スポ 66,300円 ※県中体育協会 12,000円 ※田村地方体育協会連絡協議会 5,000円
会費	518,400円	褒章	54,670円
その他収入（中野区懇親会費）	177,019円	旅費	8,000円
		慶弔費	10,000円
収入合計	4,725,109円	支出合計	4,325,363円

田村市体育協会⇒各支部及び体育協会加盟団体へ

団体名	R4 からの繰越 金	R5 補助交付 額 下段：大会助 成金	R6 へ繰越する額	備考
滝根	351,597 円	55,000 円	334,079 円	会費収入無 団体へ助成金支出（70,000 円） 庶務⇒公民館長
大越	158,592 円	55,000 円	172,009 円	会費収入無 団体等へ助成金支出（22,000 円） クロカン等協力報償費 庶務⇒公民館職員
都路	96,151 円	55,000 円	75,313 円	会費収入無 団体へ助成金支出 社会教育事業補助金 （306,000 円）分と別会計で 処理し、どちらの補助対象経 費かを明確にすること クロカン等協力報償費
常葉	414,075 円	55,000 円	58,814 円	会費収入無 中野区スポーツ交流会へ支 出（68,000 円：中野区スポー ツ交流会は市の体育協会及 び事業補助金として支出し ている） 3 か所から補助を受けており 重複補助となる 団体へ報償費として支出
船引	124,025 円	55,000 円	94,733 円	総支出額 106,292 円のうち、 74,090 円懇親会へ支出
野球	180,904 円	227,600 円 25,000 円	104,083 円	会費収入無⇒協会から支出 代行代金・慶弔費支出 特別会計あり
ソフトボール	121,237 円	347,200 円	10,369 円	会費収入無⇒協会から支出

				懇親会費・慶弔費支出 特別会計あり（委託料 20 万円） 特別会計不足分として補てん（84,969 円） 特別会計財産調書等が無い ため残高等不明
ハレーホール	13,000 円	47,800 円	12,710 円	会費収入無⇒協会から支出 詳細不明
家庭ハレー	36,835 円	111,200 円 25,000 円	36,104 円	会費収入無⇒協会から支出 支部へ助成金支出(90,600 円 詳細不明)
卓球	182,419 円	124,400 円	136,859 円	会費収入無 支部へ助成金支出(68,000 円 詳細不明) 慶弔費飲食費等支出 (店名のみ記載され購入品 不明)
剣道	270,408 円	51,800 円	247,373 円	会費収入(11,000 円) 補助金 交付基準会員数と人数相違
テニス	142,229 円	51,400 円	171,518 円	会費収入(新年会) 体育協会へ負担金支出 常葉スポ連絡会からの収入 あり(R3年4月の報償金) 常葉スポ連絡会へ支出(R3年 5月の負担金) 手当支出、飲食費
ゲートボール	93,703 円	128,400 円	110,950 円	来賓への手土産代 役員手当 各支部へ助成金支出
ゴルフ	207,967 円	198,800 円	254,591 円	各支部へ助成金支出(10 万 円)し、各支部から負担金(5 万円)の収入 大会参加費あり
バドミントン	34,526 円	64,600 円	6,586 円	会費収入無
バスケットボール	0 円	79,400 円	0 円	会費収入無⇒協会から支出

ル				支部へ助成金支出 詳細不明
綱引き	4,520円	50,200円	6,570円	会費収入（活動自粛で減額） 手当支出
陸上競技	398,327円	118,400円	324,909円	役員数名会費徴収（2万5千円）
ソフトテニス	111,341円	54,200円 30,000円	88,261円	会費収入無
ラージホール 卓球	326,776円	79,400円 25,000円	335,673円	会費収入 懇親会費・慶弔費支出 役員手当
グラウンドゴルフ	430,651円	240,400円 25,000円	197,342円	会費収入（770,000円） 各支部へ助成金支出
パドルテニス	267,226円	54,200円	184,684円	会費収入（交付基準人数より 少ない人数分の会費） 記念旅行代（135,939円） 懇親会慶弔費支出 常葉スポ連絡会から報償費 受領（30,000円）
パークゴルフ	675,574円	132,400円	528,980円	会費収入
合計	4,642,083円	2,436,800円	3,492,510円	

※5つの支部⇒クロスカントリー大会、ロードレース大会従事が主なもの。

（大会従事者へ報償費等の支出）

※交付基準となる会員数⇒市外在住者はどのような取り扱いかは不明。

※証憑書類（購入した物などがわかるレシート等）がないため詳細不明。

（補助対象経費かどうかの判断ができない）

※事業実施が無い団体も見受けられる。

①自主財源の確保について

市の補助金は、市民の皆様から納入していただいた税金等の貴重な財源がもとになっており、財政的援助であり、また公益上必要と認める事業や団体、不特定多数の利益となるものに対して行うものであることから、まずは、自分達の会費徴収等が前提と思われるが、徴収せずなおかつ収入になったと帳簿上で相殺をしている。

まずは、自主財源の確保を行い、事業に対する経費の不足分を補うことへの転換が必要である。

②間接補助先の繰越額が増加していることについて

田村市体育協会が各支部及び 18 の体育協会加盟団体に補助金を交付しているが、一部の団体で自主財源として会費徴収を行っていない。

市の補助金は、財政的援助であるから、間接的に補助している支部、18 の加盟団体についても、会員からの会費徴収を優先し活動費に充てるべきであるが、繰越金が補助金額をはるかに超える額となっているにも関わらず、また、コロナ禍で事業が実施できない時期も補助金額を調整（減額）することなく対応してしまったこと、間接補助団体の事業内容・執行状況を精査せず長期に渡って補助金を支出していたことが繰越金の増加にもつながっている。

活動（運営）補助については、結果・評価が難しく目に見えないことが多いため、発足を手伝えることが目的であり、その後自立した運営をしなければならないことから、終期を決め、繰越金等の精査も含め、調整（減額）を行っていただきたい。

③補助対象経費、補助率等について

補助金は、公益上の必要性に応じ交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できるのかなどを明確にし、評価、検証等しておくべきである。

なぜなら、その財源は市民の方から納入していただいた貴重な税金等であり、財政的援助の観点から言えば効率的及び効果的にするためには、補助対象経費、補助率等を明確に定め、補助の目的達成に必要な経費を積算し、補助するようにしなければならない。

しかし、田村市教育委員会の所管に係る補助金交付要綱等では、補助対象経費などが明確でなく、補助金の額については、市長が定める額となっており、予算の範囲内で定額補助を継続している。

体育協会加盟団体に活動補助金として支出し、体育協会長杯の大会参加時にも補助金を支出している。

中野区スポーツ交流については、中野区スポーツ交流会事業補助金として 30 万円交付しているが、不足分として田村市体育協会及び常葉町スポーツ団体連絡協議会からも支出している。

同じ団体への重複補助と判断できるし、大会参加補助金(25,000 円)の積算根拠も不明である。

補助対象経費として一般的には認められない飲食費、慶弔費など支出しており指導徹底が必要である。補助団体の自主財源と補助金の割合が明確にならず、納税者である市民の方への説明や理解が難しいものと判断できることから、要綱等に補助対象経費（経費名も含め）、補助率等を定めておく必要があるとともに、活動（運営）費は終期を決めて行うべきである。

上部団体から下部団体へ補助金を交付しているため、下部組織から上部へ負担するものは補助対象経費とみなすことはできないと思われる。

各種大会参加等に関する証憑書類の添付がなく、事業内容等すべてにおいて確認できないため、補助金交付申請から実績報告まで、必要な書類の提出を求め、精査が必要である。

所管課においても、補助金等の支出、性質を理解し、支部や加盟団体へ指導、改善できるよう職員自ら理解していただきたい。

補助金額を上回った支出をすればいいという考え方を改めていただきたい。

④算定根拠が不明瞭なことについて

上記②不明確なため、補助金の交付申請及び交付決定時の算定根拠も不明瞭である。証憑等で確認した上で補助金の交付、確定をすること。

⑤補助対象事業（経費）が明確でないことについて

補助金の額の確定（実績報告）では、補助対象となる事業及び補助対象経費が明確でなく、執行内容（経費）を確認する証憑書類が添付されていないため、正確な確認ができなかった。

補助金は、財政的援助であり、まず、補助団体の補助事業に係る収入等を経費に充て、それでも不足する額を補助金で補うのが原則であり、全体事業費に係る収支決算書の内容の確認も必要であるが、補助対象とする内容、経費が分かる資料の提出を求め、その執行内容を証憑等で確認した上で補助金の交付額を決定すべきである。

支出額が補助金決定額を上回っているだけでは適正とは判断できない。

間接補助は使途の不透明化につながり、事業実施状況がない団体や証憑書類の提出を求めていることから飲食費や慶弔費、旅行代等の支出が多く、自助の収入を得ずいままでの繰越金と補助金のみでの運営は公益性に欠け、団体等の運営等から改善・公表が必要である。

⑦ 補助金の交付決定前に実施（購入）した事業等の取扱いについて

補助金の交付対象となる事業が、交付決定後に着手したものであるが（事前着手を要綱等で認めている場合を除く）、補助金交付決定前に実施（購入）したのも対象としていると見受けられる。

事業内容等を確認し、交付の条件等を付し補助対象となる事業（経費）の範囲を明確にすべきである。

⑧ 間接補助に係るルールがないことについて

市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、所管課において十分な指導、評価及び監査等を行わなければならない。

しかし、所管課において下部組織に交付した補助金の使途等について、確認等をしておらず、証憑書類等の提出も求めている。直接補助金を受けた団体同様に市が交付した補助金であることには変わりがないので、公正かつ効率的で適正な使用を求め監査する必要がある。

間接補助として下部組織に補助することを認めるのであれば、要綱に準じたルールが必要であり、それがなければ、公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に関するルール作りが必要と思われる。

⑨ その他

田村市体育協会運営事業補助金として 300 万円と中野区スポーツ交流会補助金 30 万円について、運営費と事業費に分けて事務処理を行うこと。また、中野区スポーツ交流会には単独で事業費補助金を支出していることから、田村市体育協会や常葉町スポーツ団体連絡協議会から不足分の補てんは行わないこと。公金から複数の補助を受けることは公平性に欠けるものである。まずは、自主財源を確保し飲食費分はすべて自主財源とし、備品購入は正規の手続きを踏み処理する

こと。

補助金については、基本「会計年度での運用であるため地方自治法第 208 条第 1 項で毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わるものとする」となっていることから、年度をまたいで支出することができない。消耗品等の購入など十分注意していただきたい。そのほか、事業実施のため積立（基金積立や特別会計扱い）をしている団体もあるが、要綱等にルールが無く財産目録等の作成や管理を行っていないため、適正に事務処理等を行っていただきたい。

用途の不透明化や自助の収入等を得ず繰越金や補助金のみでの運営は公益性に欠け、不特定多数の市民の方の利益に到底繋がらず、補助するに値するののか、また市民の方に公表できるのかなど改善や廃止の検討が必要である。

体育協会が実施する各種大会等に従事するため、各団体が従事者手当等を支出しているが、団体等によって手当額はまちまちである。団体によって繰越金額や補助金額が違うので統一することは困難かもしれないが、従事内容は同じであるため公金から支払う手当等については統一が望ましいと思われる。

各団体が上部団体へ負担金として、または会費として納入する場合、補助金及び繰越金から支出している団体が多い。市から受けた補助金は上部団体や支部等への負担金、会費等には支出しないこと。

補足

今回、監査を行った 2 件の補助金については、補助金交付要綱は制定されていたものの、その補助対象となる事業が明確でないもの、補助対象とする経費が報償費や役務費等具体的な費目名となっていないもの、補助対象外の経費が明確でないもの、補助率や補助金の上限額など定められていないものだった。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益上の必要性があるものに限り、交付できるもので、たとえ交付先の団体が公益性のある事業を行っている団体だとしてもその団体の全ての経費に補助金を充てることができるものではなく、公益性がある事業に対し補助金を交付することでその事業の効果を多くの市民が享受できるようにするためのものである。

また、補助金は、市民の方から納入していただいた貴重な税金等が財源であるから、市民が補助金を交付することの公平性、必要性、合理性等が補助金交付要綱により容易に確認できなければならない、市が当該団体のどの事業に公益性を認めて補助金を交付したか、どのような経費を補助対象としたか、どの程度の割合又は額を補助したか等を明確にし、市民に説明責任が果たせるようにするべきである。

自主財源の確保を行い、事業計画、内容等を十分に精査し直していただきたい。

とくに、公金から複数補助することは公平性に欠けることであり、所管課として内容等の精査をしなかったことで招いた不適正な事務処理と考えられる。

長期に渡り、このようなことが見逃されていたことに対し、再度、補助金交付の意義等を確認

し、再認識をお願いしたい。

補助を受けた団体が、上部団体への負担金やほかの団体へ支出する場合、補助対象外経費とすること。

市の例規集を見ると、その他の補助金交付要綱でも、今回監査した補助金と同様に市民への説明責任を果たせないものが多数見受けられたことから、市が交付する補助金については検討、改善されたい。

運営費の補助については、内容等の透明性の確保ができないものや成果が見えないことが多いことから、団体の立ち上げから自主運営を指導し、自主管理ができるよう育成も含め指導を行い、運営補助の終期を決めて行うよう改善していただきたい。

長期に渡って補助することで、育成や自主運営が進んでおらず、職員への負担軽減が促進できていない。

(2) 田村市体育協会

田村市体育協会（以下「体育協会」という。）から5つの支部（滝根・大越・都路・常葉・船引）と18の体育協会加盟団体へ活動費として交付しているが、活動費については成果・効果が分かりにくいいため判断が難しい。今回、確認したなかでも自主財源（会費徴収）の徴収等がなく、補助金や繰越金のみで実施している団体が見受けられた。市の補助金は、財政的支援であるから、間接的に補助している5つの支部や18の体育協会加盟団体についても、その自主財源を集め、優先して活動費とするべきである。また、活動費については、終期を設定し自立、自主的な運営、監理ができるよう育成も含めて指導いただきたい。

繰越金が多くなっている団体等もあるため、活動補助金は終期を決め自主運営を指導し、事業補助金（大会実施）のみとすることが望ましい。

補助金交付に係る申請から補助金額の確定、実績報告までに執行内容を確認・精査をしないと体育協会に交付した補助金の額が確定（適正）かどうかの判断ができないことから、体育協会が支部に交付した補助金に係る事業の内容及び執行状況の報告を求め、その内容を精査、評価、検証しなければならない。

補助金は公益上の必要性から交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できるのか明確にしておくべきである。

補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、補助金の交付申請、決定前に実施したのも対象としている。年度当初から実施事業があり補助対象とするならば、その旨を要綱等で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。

補助金は公益上の必要性に応じて交付するものであるが、その財源は貴重な税金等であるため、効果的及び効率的に補助事業を支援するためには、補助対象経費、補助率等を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算し、補助するようにしなければならない。しかし、補助対象経費、補助率等が明確でなく、補助金が適正に執行されたか確認しがたいものがあつたため、要綱等に補助対象経費、補助率等を明確に定めておく必要がある。

市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合、その下部組織等に交付された補助金に関しては直接監査することはない。しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等に

も補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。

間接補助として体育協会の下部組織に補助することを認めるのであれば、要綱に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを要綱等を作ることを条件に、また、補助金使用の透明性の確保から証憑書類の提出をもとめ、補助金の交付対象とすべきである。ただし、本来は間接補助については内容等が見えにくい透明性の確保や成果が見えないため原則、間接補助は行わないこと。

補助金については、基本「会計年度での運用であるため地方自治法第 208 条第 1 項で毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わるものとする」となっていることから、年度をまたいで支出することができない。消耗品等の購入など十分注意していただきたい。そのほか、事業実施のため積立（基金積立や特別会計扱い）をしている団体もあるが、要綱等にルールが無く財産目録等の作成や管理を行っていないため、適正に事務処理等を行っていただきたい。

【補助団体】

補助金とは市民の方から納入していただいた貴重な市税等が財源であり、不特定多数の市民の利益につながる事業の公益性を認めて交付すべきものであります。また、財政的支援が前提となることから、各団体において活動費としての自主財源の確保が必要であり、自主財源と補助金との割合が明確にならず、その上、補助対象、補助率などについても明確化されていないことから、一般的には補助対象経費とならない慶弔費や飲食費等の支出があるため、市民の方へ説明・理解及び納得していただけるよう注意、改善が必要と思われまます。

【所管課及び各地区】

運営費補助金は、団体の立ち上げや自立を目指していく過程において補助することであり、終期を決め行うべきものであると考える。

補助対処経費や補助率等を明確にし、繰越金等の

補足

今回、監査を行った 2 件の補助金については、補助金交付要綱は制定されていたものの、その補助対象となる事業が明確でなかったり、補助対象とする経費が報償費や役務費等具体的な費目名となっていなかったり、補助対象外の経費が明確でなかったり、補助率や補助金の上限額など定められていないものもあつたりした。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、公益上の必要性があるものに限り、交付できるもので、たとえ交付先の団体が公益性のある事業を行っている団体だとしてもその団体の全ての経費に補助金を充てることができるものではなく、公益性がある事業に対し補助金を交付することでその事業の効果を多くの市民が享受できるようにするためのものである。

また、補助金は、市民の方から納入していただいた貴重な税金等が財源であるから、市民が補助金を交付することの公平性、必要性、合理性等が補助金交付要綱により容易に確認できなければならず、市が当該団体のどの事業に公益性を認めて補助金を交付したか。どのような経費を補助対象としたか、

どの程度の割合又は額を補助したか等を明確にし、市民に説明責任が果たせるようにするべきである。一方、市の例規集を見ると、その他の補助金交付要綱でも、今回監査した補助金と同様に市民への説明責任を果たせないものが多数見受けられたことから、今回監査を行った補助金以外についても検討、改善されたい。

補助金 名称	田村市交通安全母の会連絡協議会活動 補助金	田村市体育協会運営事業補助金
補助団 体	田村市交通安全母の会連絡協議会 会長 横山 裕子	田村市体育協会 会長 芥川 光栄
事業の 目的	田村市内の交通安全母の会の各支部活 動の連絡調整を図り、市内の交通安全 の保持に寄与すること	市内におけるスポーツ振興、市民の健康と体 力の向上を図り、スポーツ精神を高揚し、加 盟団体活動の促進と相互の連絡調整
事業の 内容	田村市内の	各加盟団体への運営費補助及び大会運営に 係る補助・スポーツ講演会 中野区とのスポーツ交流事業
根拠法 令等	田村市交通安全・防犯対策推進補助金 交付要綱（平成 17 根 3 月 1 日告示第 号）	田村市教育委員会の所管に関する補助金交 付要綱（平成 17 年 3 月 1 日教育委員会告示 第 1
補助金 額	210,000 円	3,000,000 円
補助金 の算定	交付要綱に基づき概ね適正に算出され ている	交付要綱に基づき概ね適正に算出されてい る
交付状 況	交付要綱に基づき概ね適正に算出され ている	交付要綱に基づき概ね適正に算出されてい る
執行状 況	補助金の交付目的及び事業計画に基づ き実施されており、経費及び経理にお いても概ね適正に執行されている。	補助金の交付目的及び事業計画に基づき実 施されており、経費及び経理においても概ね 適正に執行されている。
指摘事 項及び 指導・改	【所管課】 田村市交通安全母の会連絡協議会 (以下「母の会」という。) から 5 つ	【所管課】 田村市体育協会(以下「体育協会」という。) から 5 つの支部(滝根・大越・都路・常葉・

<p>善事項</p>	<p>の支部（滝根・大越・都路・常葉・船引）へ活動費として交付しているが、補助金交付に係る申請から補助金額の確定、実績報告までに執行内容を確認・精査をしないと母の会に交付した補助金の額が適正かどうかの判断ができないことから、母の会が支部に交付した補助金に係る事業の内容及び執行状況の報告を求め、その内容を精査すること。</p> <p>補助金は公益上の必要性から交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できるのか明確にし、評価、検証をしておくべきである。</p> <p>補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、補助金の交付申請、決定前に実施したのも対象としている。年度当初から実施事業があり補助対象とするならば、その旨を要綱等で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。</p> <p>補助金は公益上の必要性に応じて交付するものであるが、その財源は貴重な税金等であるため、効果的及び効率的に補助事業を支援するためには、補助対象経費、補助率等を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算し、補助するようにしなければならない。しかし、補助対象経費、補助率等が明確でなく、補助金が適正に執行されたか確認しがたいものがあったため、要綱等に補助対象経費、補助率等を明確に定めておく必要がある。</p> <p>市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金</p>	<p>船引）と18の体育協会加盟団体へ活動費として交付しているが、活動費については成果・効果が分かりにくいいため判断が難しい。今回、確認したなかでも自主財源（会費徴収）の徴収等がなく、補助金や繰越金のみで実施している団体が見受けられた。市の補助金は、財政的支援であるから、間接的に補助している5つの支部や18の体育協会加盟団体についても、その自主財源を集め、優先して活動費とするべきである。また、活動費については、終期を設定し自立、自主的な運営、監理ができるよう育成も含めて指導いただきたい。</p> <p>繰越金が多くなっている団体等もあるため、活動補助金は終期を決め自主運営を指導し、事業補助金（大会実施）のみとすることが望ましい。</p> <p>補助金交付に係る申請から補助金額の確定、実績報告までに執行内容を確認・精査をしないと体育協会に交付した補助金の額が確定（適正）かどうかの判断ができないことから、体育協会が支部に交付した補助金に係る事業の内容及び執行状況の報告を求め、その内容を精査、評価、検証しなければならない。</p> <p>補助金は公益上の必要性から交付するものであり、どのような事業に補助金を交付することでどのような効果が期待できるのか明確にしておくべきである。</p> <p>補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、補助金の交付申請、決定前に実施したのも対象としている。年度当初から実施事業があり補助対象とするならば、その旨を要綱等で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。</p> <p>補助金は公益上の必要性に応じて交付するものであるが、その財源は貴重な税金等で</p>
------------	---	--

を交付した場合、その下部組織等に交付された補助金に関しては直接監査することはない。しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。

間接補助として母の会の下部組織に補助することを認めるのであれば、要綱に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを要綱等で作ることを条件に、また、補助金使用の透明性の確保から証憑書類の提出をもとめ、補助金の交付対象とすべきである。ただし、本来は間接補助については内容等が見えにくい透明性の確保や成果が見えないため原則、間接補助は行わないなど改善が必要である。

あるため、効果的及び効率的に補助事業を支援するためには、補助対象経費、補助率等を定め、補助の目的を達成するために必要な経費を的確に積算し、補助するようにしなければならない。しかし、補助対象経費、補助率等が明確でなく、補助金が適正に執行されたか確認しがたいものがあつたため、要綱等に補助対象経費、補助率等を明確に定めておく必要がある。

市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合、その下部組織等に交付された補助金に関しては直接監査することはない。しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。

間接補助として体育協会の下部組織に補助することを認めるのであれば、要綱に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを要綱等で作ることを条件に、また、補助金使用の透明性の確保から証憑書類の提出をもとめ、補助金の交付対象とすべきである。ただし、本来は間接補助については内容等が見えにくい透明性の確保や成果が見えないため原則、間接補助は行わないこと。

補助金については、基本「会計年度での運用であるため地方自治法第 208 条第 1 項で毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わるものとする」となっていることから、年度をまたいで支出することができない。消耗品等の購入など十分注意していただきたい。そのほか、事業実施のため積立（基金積立や特別会計扱い）をしている団体もあるが、要綱等にルールが無く財産目録等の作成や管理

		<p>を行っていないため、適正に事務処理等を行っていただきたい。</p> <p>【補助団体】</p> <p>補助金とは市民の方から納入していただいた貴重な市税等が財源であり、不特定多数の市民の利益につながる事業の公益性を認めて交付すべきものであります。また、財政的支援が前提となることから、各団体において活動費としての自主財源の確保が必要であり、自主財源と補助金との割合が明確にならず、その上、補助対象、補助率などについても明確化されていないことから、一般的には補助対象経費とならない慶弔費や飲食費等の支出があるため、市民の方へ説明・理解及び納得していただけるよう注意、改善が必要と思われます。</p>
<p>検討事項</p>	<p>【所管課】</p> <p>所管課においては、補助金交付方法が同様の団体があることから、間接補助に対する事業内容、補助対象経費など明確化できるよう改善・検討を要望する。</p>	<p>【所管課及び各地区】</p> <p>運営費補助金は、団体の立ち上げや自立を目指していく過程において補助することであり、終期を決め行うべきものであると考える。</p> <p>補助対象経費や補助率等を明確にし、繰越金等の</p>